

総税市第 39 号
平成 30 年 4 月 17 日

各道府県総務部長
東京都総務局長 様
東京都主税局長

総務省自治税務局市町村税課長
(公印省略)

国のたばこ税及び地方のたばこ税の手持品課税に関する国と地方団体の
協力について

国と地方団体との税務行政運営上の協力については、「国と地方団体との税務行政運営上の協力について」(昭和 29 年 9 月 20 日自乙府発第 195 号)をはじめとする諸通知に基づき円滑な実施が図られているところです。

本年 10 月 1 日に実施される国のたばこ税及び地方のたばこ税の手持品課税に関しても、上記通知等の趣旨を踏まえ、別添 1 により国と地方団体の相互協力により課税事務を実施することが望ましいことを国税庁と確認していますので、手持品課税の適切な執行に努められますようお願いいたします。

また、貴都道府県内の市区町村に対しましても、この旨周知されるようよろしくお願いいたします。

このことについては、国税庁課税部消費税室長から、各国税局課税(第二)部長及び沖縄国税事務所課税部担当次長あて別添 2 のとおり事務連絡が発遣されているので、申し添えます。

なお、本通知は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4(技術的な助言)に基づくものです。

(別添 1)

たばこ税の手持品課税に関する国と地方団体の協力について

1 納税申告書用紙の作成

手持品課税納税申告書（以下「申告書」という。）は、4枚複写（申告者控用、税務署提出用、都道府県提出用、市区町村提出用）の統一様式とし、国税庁において必要部数を一括作成する。

2 パンフレットの作成

パンフレットは「たばこ税の手持品課税申告の手引」の1種類とし、国税庁において必要部数を一括作成する。

3 説明会

(1) 説明会の時期

説明会は、おおむね、平成30年9月3日（月）から同月13日（木）までの間に実施する。

(2) 説明会の開催主体

説明会は、原則として国、都道府県及び市区町村の3者の共催とし、開催場所、日時等の詳細については、各地区税務協議会等において協議して決定する。

(3) 説明会案内状等送付対象者

申告書等送付対象者名簿（(4)で作成された名簿）に登載されている者に加え、平成30年2月1日から平成30年4月30日までの間に新規にたばこ小売販売許可を受けた販売業者とする。

(4) 申告書等送付対象者名簿

申告書等送付対象者名簿は、全たばこ小売販売許可業者の一覧とし、国税庁が市区町村別・税務署別に作成する。

(5) 説明会案内状等の送付

説明会案内状等送付対象者には、原則として、説明会開催日の二週間前までに次の書類を郵送する（信書に該当することに留意する。）こととし、封入及び発送作業については、地方団体において実施する。

郵送料については、国・都道府県・市区町村の3者等分負担とする。

イ 説明会案内状（各地区税務協議会等において協議して作成する。なお、説明

会案内状には、「送付した書類を説明会に持参する」旨を記載する。）

ロ たばこ税等の手持品課税納税申告書（申告者控用、税務署提出用、都道府県提出用及び市区町村提出用の4枚複写）

（注）国税庁長官に「たばこ税の手持品課税納税申告書への押印に代わる方法の適用届出書」を提出している販売業者には、原則として、申告書を送付しない。

提出のあった販売業者一覧を国税庁が作成し、申告書等送付対象者名簿を送付する際、併せて送付する。

ハ 納付書（税務署、都道府県、市区町村用各1部）

ニ たばこ税の手持品課税申告の手引（平成30年10月手持品課税用）

(6) 会場の確保

説明会の会場は、地方団体が所有するホール等のほか有料のホール等の借上げを含め、地方団体が分担する。

4 広報等の実施

手持品課税の広報・周知については、国税庁ホームページへの掲載のほか、国税庁又は総務省において、大手販売店本社及び業界団体等に対して実施する。

5 申告書の取扱いについて

(1) 收受

申告書は原則として税務署に一括提出するよう納税者に対して協力を要請することとするが、地方団体に提出されたものについては当該地方団体に收受するものとする。この場合、收受官庁は他の官庁あての申告書にも收受印を押なつするものとする。

ただし、申告書の收受前において、課税標準が0本で、かつ、納付すべき税額が0円となっているものを把握した場合には、記載内容に誤りがないか確認の上、誤りがないときは、申告不要である旨説明し、收受しないこととする。

なお、個人番号に係る本人確認結果については、收受官庁において他の官庁あての申告書も含めて、申告書の整理欄に記入するものとする。

(2) 回付

收受官庁は、他の官庁あての申告書を送付するにあたっては、他の官庁の事務に支障が生じることをしないよう十分留意することとする。

6 各地区税務協議会等での協議

上記 1 から 5 の確認事項に係る具体的な事務の進め方については、各地区税務協議会等において、円滑な事務の執行が図られるよう協議し定めることとする。

(別添 2)

事 務 連 絡

平成 30 年 4 月 1 7 日

各 国 税 局 課 税 (第 二) 部 長

殿

沖 縄 国 税 事 務 所 課 税 部 担 当 次 長

国 税 庁 課 税 部 消 費 税 室 長

たばこ税の手持品課税に関する国と地方団体の協力について

国と地方団体との税務行政運営上の協力については、昭和 29 年 9 月 20 日付官総 1-212「税務行政運営上の協力に関する国税庁と自治庁との了解事項について」をはじめとする通達等に基づき円滑な実施が図られているところである。

本年 10 月 1 日に実施される国のたばこ税及び地方のたばこ税の手持品課税に関しても、上記通達等の趣旨を踏まえ、別添 1 により国と地方団体の相互協力により手持品課税事務を実施することとしているので、地方団体と十分協議を行い、手持品課税の適切な執行に努められたい。

なお、総務省から各都道府県に対し、別添 2 の文書により連絡されているので、念のため申し添える。